

花巻市物価高騰対応宿泊施設利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内宿泊施設が直接予約により当該宿泊施設に宿泊した者（第3条及び第5条において「宿泊者」という。）の宿泊代金の一部を割引した場合において、当該宿泊施設を営む事業者に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）及びこの要綱により補助金を交付し、観光需要を喚起することにより、物価高騰により深刻な影響を受けている市内宿泊施設の事業者の経営を支援し、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿泊営業を行う施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設のうち、令和8年4月1日時点において市内で営業している施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行う施設を除く。
- (2) 直接予約 市内宿泊施設の宿泊予約のうち、インターネットのみで取引を行う旅行会社又は旅行代理店を介さず、市内宿泊施設の電話、窓口、ホームページその他の方法により市内宿泊施設に直接予約する方法をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年12月1日から令和9年2月28日までの期間（12月26日から1月3日までの期間を除く。次条において「補助対象期間」という。）において実施する花巻市物価高騰対応宿泊施設利用促進事業に参加する市

内宿泊施設を営む者であって、宿泊者1人当たりの宿泊代金から次条に規定する補助額以上の額を差し引いたものとする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助金の交付の対象	補助額
直接予約による補助対象期間における宿泊料金	1泊1人当たりの宿泊料金（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

(交付申請及び支払請求)

第5条 交付対象者は、花巻市物価高騰対応宿泊施設利用促進事業補助金交付申請書兼支払請求書（様式第1号）に宿泊者1人当たりの宿泊代金から前条に規定する補助額以上の額を差し引いた者の人数が確認できる書類を添付し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付等)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市物価高騰対応宿泊施設等利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付対象者に交付決定を行い、補助金を交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付された額を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。